

気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、気象災害に強い果樹産地づくりを推進するため、果樹農家が防災・減災のために実施する多目的防災網の導入や再整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び本交付要綱に基づき、事業実施主体に対し補助金を交付する。

(事務の委任)

第2条 前条に係る事務は、農業事務所長が行うものとする。ただし事務実施地区の範囲が相当程度広域である場合は、知事が行うものとする。

(経費及び補助率)

第3条 補助の対象となる事業の区分、経費、事業実施主体、補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付申請書（第1号様式）により、

正副 2 部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下同じ））があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第 5 条 規則第 5 条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表に規定する重要な変更に限る。）をする場合においては、知事又は農業事務所長の承認を受けること。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事又は農業事務所長の承認を受けること。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事又は農業事務所長に報告しその指示を受けること。
- 四 事業の着工または着手は、補助金の決定を受けてから行うこと。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても事業に着手することが出来る。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うこと。

また、交付決定前に事業の着手を行う場合にあっては、知事又は農業事務所長の適正な指導を受けた上で、交付決定前事前着手届（第 2 号様式）により、知事又は農業事務所長に提出すること。

- 五 その他知事が必要と認める事項。

（承認の手続）

第 6 条 前条第 1 号に規定する承認を受けようとするときは、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 3 号様式）により、正副 2 部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第 7 条 規則第 10 条に規定する事業の遂行状況を報告しようとする場合には、補助金の交付決定に係る年度の 12 月末現在の実施状況を気象災害に強い果樹産地支援事業補

助金に係る事業進捗状況報告書（第４号様式）により、その翌月の１５日までに知事又は農業事務所長に報告しなければならない。

（実績報告）

第８条 規則第１２条の規定による実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の決定に係る会計年度の３月３１日のいずれか早い期日までに、気象災害に強い果樹産地支援事業実績報告書（第５号様式）により、正副２部を知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

２ 第４条第２項のただし書きにより交付申請をしたものは、前項の実績報告書を提出するに当たって第４条第２項ただし書きに該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３ 第４条第２項のただし書きにより交付申請をしたものは、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第８号様式）により速やかに知事又は農業事務所長に報告するとともに、知事又は農業事務所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の請求）

第９条 規則第１５条の規定により、補助金の交付の請求をしようとする時は、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金交付請求書（第６号様式）により、知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第１０条 規則第１６条第２項の規定により、概算払いによる補助金の交付を請求しようとする時は、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金概算払請求書（第７号様式）により、知事又は農業事務所長に提出しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１１条 規則第２１条第１項第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、それぞれ１件の取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

２ 財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３ 実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事又は農業事務所長の承認を受けなければならない。

４ 前項の規定にかかわらず、事業を行うにあたって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第４条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、交付決

定をもって、次の条件により知事又は農業事務所長の承認を受けたものとみなす。

- 一 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - 二 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第3項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を県に納付することを条件とすることがある。

(暴力団密接関係者)

第12条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第3条第2項第二号又は第三号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する者である法人その他の団体）とする。

(財産の管理)

第13条 実施主体は、補助対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

附則

- 1 この要綱は、令和4年度から令和6年度までの予算に係る補助金について適用する。
- 2 令和4年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。なお、令和4年度事業については従前の例による。

別表（補助金交付要綱第3条関連）

区分及び経費	事業実施主体	補 助 率
事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費、又は事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費に対し、市町村が補助する場合に事業実施主体が事業に要する経費 (1) 果樹棚と一体的な多目的防災網の整備費 (2) 果樹棚と一体的な多目的防災網の再整備費	認定農業者 認定新規就農者等	1／3以内
重要な変更		
事業内容の変更 (1) 事業の中止又は廃止 (2) 事業実施主体の変更 (3) 事業実施地区の変更 (4) 事業区分の新設又は廃止 (5) 事業実施主体にかかる事業費の30パーセントを超える増減又は補助金の増経費の配分の変更 (1) 区分ごとの相互間における経費の増減		

（ただし、千円未満の端数は切捨）